県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第51号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

- 県営住宅等条例(平成9年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(入居予定者の選考)	(入居予定者の選考)
第7条 [略]	第7条 [略]

「略]

者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (平成14年法律第143号) 第3条第2項に規定する帰国被害者等 又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者(現に同居 し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。) 若しくは配偶者からの暴力の被害者で速やかに住宅に入居する ことを必要としているものについては、前項の規定にかかわら ず、優先的に、入居予定者として決定することができる。

(社会福祉法人等による県営住宅の使用等)

- 1項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。) に住宅として使用させることが必要であると認める場合におい ては、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲 内で、当該県営住宅を社会福祉法人等に使用させることができ る。
  - (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律 第123号) 第50条の3の2第4項に規定する精神障害者地域生 活援助事業
  - (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第10項に 規定する知的障害者地域生活援助事業
  - (3) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の2第6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

「略]

知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない女子、引揚3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない女子、引揚 者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (平成14年法律第143号) 第3条第2項に規定する帰国被害者等 又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者(現に同居 し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。) 配偶者からの暴力の被害者若しくは犯罪被害者等基本法(平成16 年法律第161号) 第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者 からの暴力の被害者を除く。)で速やかに住宅に入居することを 必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先 的に、入居予定者として決定することができる。

(社会福祉法人等による県営住宅の使用等)

第34条 知事は、県営住宅を次に掲げる事業を運営する法第45条第第34条 知事は、県営住宅を法第45条第1項に規定する社会福祉法 人等(以下「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させ ることが必要であると認める場合においては、県営住宅の適正が つ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅を社 会福祉法人等に使用させることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。